

社会福祉法人ボワ・すみれ福祉会における医療的ケアに関わる指針

2021年4月1日

はじめに

この指針は、当法人で、痰の吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な利用者（要医療的ケア者）に対し、安全かつ適切に医療的ケアを行うことにより、要医療的ケア者が安全で安心して施設で過ごすことができ、生活が充実することを目的に、医療的ケア実施の基本的な考え方を示すものである。

当法人においては、本指針に基いた「医療的ケア要項」を踏まえ、「医療的ケア要領」及び「医療的ケア細則」を各事業所が作成し、安全で適切な医療的ケアの実施及び各事業所体制の構築や外部機関との連携体制を確立することとする。

1 医療的ケアに関わる指針の目的

要医療的ケア者が健康で安全な施設生活を送るためには、各事業所が医療的ケアに関する事業所内体制を構築・確立し、職員と保護者、医療関係者との信頼と協力のもと、医療的ケアを安全かつ適切に行っていく必要がある。

この指針は、当法人における医療的ケアに関する基本的な考え方を示すとともに、当法人、職員、保護者、医療関係、外部機関等の役割を明確にし、当法人における医療的ケアの安全かつ適切な実施に資することを目的とする。

また、痰の吸引等制度における認定を前提に、認定特定行為業務従事者が医療的ケアを実施する場合は、制度を最優先とする。また、その制度を妨げることがないように制度外の医療的ケアについて、要医療的ケア者の個人の状態・事情を勘案した中で支援職員が医療的ケアを実施する場合は、「特例実施者」として「医療的ケア要項」及び「医療的ケア細則」に定め、この指針の目的を阻害することなく安全かつ適切な実施に資することを目的とする。

2 当法人における医療的ケア

(1) 当法人における医療的ケアの定義と実施者

本指針において医療的ケアとは医行為のうち、経管栄養及び痰の吸引等、日常生活に必要とされる医行為（生活援助行為）とする。本指針における医療的ケアの範囲を第5項に示す。治療行為として実施する医行為とは区別し、医行為は医師や看護師等の免許を持たない者は実施できないとされており、当法人における医療的ケアは看護師、認定特定行為業務従事者、特例実施者が実施することが基本となる。医行為及び医療的ケアにおいて、利用者自身で実施可能な場合は、本指針には該当しない。しかし、利用者が安全かつ適切

に実施できる環境整備及び見守りについては、当法人利用者の特性から必要事項であり、それに関しては各事業所で環境整備・見守り・災害時を含む緊急時対応に関わるマニュアルを作成しなくてはならない。また、看護師等のみ実施できる医療的ケア及び医行為においても同様とし、環境整備・手順・災害時を含む緊急時対応に関わるマニュアルを作成しなくてはならない。

そして、「認定特定行為業務従事者」として認定を受けている支援者は、以下に示す5つの特定行為に限り、一定の条件のもとで実施することができる。

① 実施できる特定行為

- ・口腔内の吸引
- ・鼻腔内の吸引
- ・気管カニューレ内の吸引
- ・胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
- ・経鼻胃管栄養

② 支援職員が医療的ケアの実施者となることができる条件

- ・認定特定行為業務従事者の認定を受けている支援者

また、要医療的ケア者の個人の状態・事象を勘案した中で、認定特定行為業務従事者が実施する以外の医療的ケアについて、各事業所の「医療的ケア要領」及び「医療的ケア細則」に基づき、一定の条件のもとで「特例実施者」として当法人の承認を得た支援職員は、以下の医療的ケアを実施することができる。

① 特例実施者が実施できる医療的ケア

- ・各事業所の医療的ケア委員会で協議・必要と判断し、理事会で承認されたもの

② 支援職員が特例実施者として医療的ケアの実施者となることができる条件

- ・主治医の許可があり、指示書に具体的な指示内容が記載されていること
- ・「医療的ケア要領」及び「医療的ケア細則」に基づいた手続きが済んでいること
- ・認定特定行為業務以外での吸引及び注入は、認定特定行為業務従事者として一定の経験がある支援職員（例：カニューレフリーの吸引）
- ・看護師等による研修企画及び研修の実施、実地研修記録が管理されていること
- ・各事業所の医療的ケア委員会で決定され、最終的に理事長決裁がされた職員
- ・要医療的ケア者及び保護者からの依頼及び同意を得ている職員

医行為	<p>医師の医学的判断および技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼし、または、危害を及ぼす恐れのある行為。医療関係の資格を保有しない者は行ってはならない。</p> <p>例：臨時薬液吸入、一時的な酸素吸入又は酸素流量の変更</p>
特定行為	各事業所が実施する医療的ケア
<ul style="list-style-type: none"> ・口腔内、鼻腔内の喀痰吸引 ・気管カニューレ内の喀痰吸引 ・胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 ・経鼻胃管栄養 	<p>特定行為以外の、各事業所が実施している医行為</p> <p>例：導尿、定時薬液吸入など</p> <p>実施者：看護職員、特例実施者（※）</p> <p>※特例実施者に関しては、各事業の「医療的ケア要領」「医療的ケア細則」に基づく</p>

（２）当法人で医療的ケアを実施する目的と意義

当法人において医療的ケアを実施する目的は、要医療的ケア者に対して、安全かつ適切に医療的ケアを行うことにより、要医療的ケア者が安全で安心して施設で生活できることができるようにすることである。医師が常駐している医療機関等において、治療上の目的から医療行為を実施するものとは異なる。

要医療的ケア者が施設で医療的ケアを受ける意義とは、呼吸状態を含む健康状態が改善され、より快適な状態で過ごせることができることである。加えて、支援者に自分の健康状態や支援の必要性を伝える機会が広がり、関係性がより深まることによって、安心感・信頼感をもつことができる。また、施設生活のみならず地域生活の充実と連携をはかる要素として、重要な意味をもつ。

（３）当法人で医療的ケアを実施する際の配慮事項

当法人における医療的ケアは、主治医が作成する「医療的ケア指示書」や指導医検診（指導医配置事業所に限る）に基づき、要医療的ケア者一人ひとりの医療的ケアマニュアルを作成し、実施者が必要な研修を重ねて、安全かつ適切に実施するものである。医師が常駐していない当法人において、要医療的ケア者が安心して過ごせるために、各事業所と保護者は要医療的ケア者の日常の健康状態や医療的ケアの実施状況を共有し、連携・協力関係を土台として、医療的ケアの適切な実施と施設生活の充実を図っていくことが重要である。

そのため、保護者に対しては、医療的ケアを各事業所で実施するためには厳格な手順と準備期間が必要であること、さらに特定行為に関する手続き、また、特例実施者については、それ以上の手順や準備期間が必要であることの理解を求めることも必要である。医療的ケアは実施内容が同じであっても、個別性が高いために一律に判断することが適切でない場合があることも重ねて理解を求めることが必要である。

医療的ケアの開始にあたっては、該当する要医療的ケア者の施設生活における健康状態の安定を確認した上で、医療的ケアを「いつ・どこで・誰が・どのように」進めていくのか、加えて全利用者の支援の安全体制を考慮し、各事業所の運営方針について保護者と各事業所が十分に共通理解を図ることが重要である。

また、医療的ケアの実施内容変更や、実施者の変更等、要医療的ケア者の医療的ケア状

況が変わる場合には、丁寧に対応し、安全な実施を積み重ねて、要医療的ケア者を支援していく必要がある。

医療的ケアの実施は、単に看護師や認定特定行為業務従事者・特例実施者だけが実施するものではない。施設生活の中での体調変化や異常に気づき、医療的ケアを要請することや、実施者が医療的ケアを実施している際には必要に応じ、要医療的ケア者の安全を確保すること、さらには他利用者の安全確保など職員間での協働が不可欠である。要医療的ケア者は、体調が変化することも多々あるため、主治医や指導医に確認の上、緊急時の対応や適切な配慮ができるよう担当職員以外の複数の職員が情報共有を図り適切な対応が取れるようにしておくことが大切である。

各事業所と保護者、主治医等との連携、信頼の上で、安全で適切な医療的ケアが実現でき、要医療的ケア者の心身の安全・安心・充実した生活が図られることを認識する必要がある。

3 当法人における医療的ケアの管理体制の在り方

(1) 総括的な管理体制の整備

当法人は、各事業所において、安全で適切な医療的ケアが実施されるよう、必要な事業所は看護師の配置、認定特定行為業務従事者となるための研修・認定手続き、特例実施者となるための研修・認定手続き、医療安全に関する指針の提示などを総括的に管理する。また、医療的ケア実施に関わる職員に対し、専門性の向上を図るため、医療や看護技術、医療的ケアに関わる研修や情報交換の機会を設ける。

総括的な管理体制を構築するにあたっては、現場の教育のみならず、医療や福祉などの知見が不可欠であることから、運営者以外に医療関係者、福祉関係者が各事業所における医療的ケア委員会構成員として各事業所で適切な委員会の実施と、より一層安全かつ適切に医療的ケアを実施する体制整備に向け、総括的検討を継続していく必要があり、当法人はその内容を把握しておく必要がある。

医療的ケア委員会の運営を通じて、東京都・町田市・医療機関・保健所・消防署等の地域関係機関との連携も構築していく必要がある。また、主治医または指導医と各事業所との間で見解が異なる場合は、必要に応じて保護者・相談支援員等、要医療的ケア者に関わる関係者が意見を述べる場を設定し、解決に向けて建設的な対話を重ねていくことで、解決を促す役割を担う。

これらに加え、当法人における医療的ケアの実施に関する体制を整備するため、以下に示すことを実施する。

- ア 当法人における医療的ケアに関わる指針の制定（本指針）
- イ 緊急時の対応マニュアルの制定、各事業所と医師、医療機関との連携協力支援体制の構築
- ウ 当法人における医療的ケア実施体制の整備（本指針第4項）

- エ 医療的ケアに関する事故の把握と分析、対応策の検討
- オ 新たに対応を求められる医療的ケアの取り扱いの検討

(2) 当法人における「医療的ケア要項」の策定

当法人は、「医療的ケア要項」を策定する。医療的ケアを実施する各事業所においてはこの「医療的ケア要項」を参考に、以下を作成し実施する。

- ア 各事業所における医療的ケア要領
- イ 各事業所における医療的ケア細則

4 当法人における医療的ケアの実施体制

(1) 各事業所における要医療的ケア者、実施者等について

	生活介護	児童支援	就労	居住
医療的ケア実施 対象 (要医療的ケア 者)	施設生活において医療的ケアを必要とし、利用者・保護者から依頼があった場合、主治医の指示があり、医療的ケア委員会の決定を経て理事長が認めた要医療的ケア者とする。各事業所で医療的ケアが安全に開始できるまでの間や、体調不良等により指示された方法での実施が難しい場合は、保護者や外部医療機関の看護師等による実施を求める。			
実施者	<ul style="list-style-type: none"> ・看護師（配置がある事業所） ・認定特定行為業務従事者 ・特例実施者 			
医療的ケア要 領・細則	各事業所で医療的ケア委員会を設置し、作成、理事会承認を得る。		要医療的ケア者が確定した時点で左記と同様の手続きをする。	

(2) 各事業所における医療的ケアの実施にあたっての役割分担

①施設長

施設長は医療的ケア委員会委員長を兼務する。各事業所の体制整備と、各事業所内の職員や要医療的ケア者・保護者との連携について、必要な措置を行う。副施設長、医療的ケアを担当する支援主任は、施設長を補佐し施設長の指示の下、事業所内における医療的ケアの実施体制を確立し適切に運営する。

施設長（医療的ケア委員長）の責任と権限において実施する標準的内容

- ・事業所における医療的ケアの実施要領の策定
- ・医療的ケア委員会の設置、運営
- ・保護者への説明（全体周知を担当）
- ・各職員の役割分担の明確化（医療的ケア委員会構成員及び、認定特定行為業務従事者・特例実施者・看護師）
- ・外部を含めた連携体制の構築・管理・運営
- ・要医療的ケア者（ご家族）への説明（該当者への周知）
- ・事業所行事（宿泊・外出等）所外活動への参加の判断

- ・事業所内・外など関係者からの相談対応及び支援

②看護師

事業所における医療的ケアは看護師を中心として実施する。看護師は医療的ケア全般の状況と業務全体を把握しながら、関係者や支援職員と連携し、要医療的ケア者の個々の医療的ケアの安全かつ確実な実施を推進する。また、自らも医療的ケアを実施するとともに、支援職員への必要な指導・助言を行う。各事業所の看護師に共通する役割を以下に示す。

◎全ての看護師

- ・要医療的ケア者のアセスメント
- ・要医療的ケア者の健康管理
- ・医療的ケアの実施、及び実施に関わる環境整備
- ・主治医、指導医との連絡及び報告、主治医・外部関係機関との連絡調整
- ・本指針及び各事業所で作成した要領・細則に関わる書類作成及び記録の管理
- ・主治医の作成した「医療的ケア指示書」の確認
- ・「医療的ケア実施報告書」の作成
- ・支援職員・保護者との情報共有
- ・認定特定行為業務従事者である支援職員への指導・助言
- ・特例実施者研修企画・研修・実地研修・研修報告・記録作成及び管理
- ・医療的ケア全般に関連する研修企画・運営
- ・医療的ケアに関する支援職員からの相談対応
- ・看護師間等の相談・指導・カンファレンスの開催及び他職種連携
- ・医療的ケアの記録・管理・報告
- ・必要な医療器具・備品の管理
- ・医療的ケア指示書に基づく個別マニュアルの作成、及びその他必要な書類の作成
- ・緊急時マニュアルの作成・指導
- ・事故、ひやりはっと等の事例の蓄積と予防対策
- ・緊急時対応の実施

○指導看護師

(上記全ての看護師に加え)

- ・認定特定行為業務従事者に関わる基礎研修、実地研修
- ・認定特定行為業務従事者に関わる実地研修報告書作成・報告・記録の管理
- ・認定特定行為業務に関わるマニュアル作成補助
- ・認定特定行為業務にある個別の医療的ケアマニュアル作成

③支援職員

全職員が要医療的ケア者と事業所における医療的ケア実施の意義を理解し、医療的ケアに必要な衛生環境を整えることに努める。緊急時に備え必要なマニュアルを作成し、緊

急時にはそれぞれの役割に従って要医療的ケア者及び周囲の利用者等の安全を第一に考えた行動ができる用意しておく。具体的な役割を以下に示す。

◎全ての支援職員

- ・看護師、認定特定行為業務従事者、特例実施者との情報共有
- ・事故、ひやりはっと等の事例の蓄積と予防対策
- ・緊急時マニュアルの作成協力
- ・要医療的ケア者に必要な支援全般
- ・緊急時の対応

○認定特定行為業務従事者である支援職員

(上記◎全ての支援職員に加え)

- ・医療的ケアの実施(特定行為)
- ・医療的ケアの記録・管理・報告
- ・認定特定行為業務に関わるマニュアル作成
- ・必要な医療器具・備品等の管理
- ・緊急時のマニュアル作成補助

○特例実施者である支援職員

(上記◎全ての支援職員に加え)

- ・医療的ケアの実施(特例実施行為)
- ・医療的ケアの記録・管理・報告
- ・認定特定行為業務に関わるマニュアル作成
- ・必要な医療器具・備品等の管理
- ・緊急時のマニュアル作成補助

④指導医

指導医の役割は、各事業所において医療的ケアの実施を進めるうえで中核となるものである。指導医は、事業所における医療的ケアの実施環境等を勘案し、主治医からの医療的ケア指示書を踏まえ、要医療的ケア者の検診において、事業所に対し医療的ケアの安全な実施のための指導・助言を行う。具体的な職務を以下に示す。

○医療的ケア実施全般にわたっての職務

- ・医療的ケア実施に関する医療面の総合的判断
- ・看護師への指導・助言
- ・個別の手技に関する看護師等への指導
- ・事業所内の医療的ケアに関する研修・研究等での指導・助言
- ・主治医との連絡・調整
- ・医療的ケア委員会に関わる指導・助言
- ・緊急時対応に係る指導・助言

○認定特定行為業務従事者認定に関する職務

- ・認定特定行為業務従事者に関わる基礎研修、実地研修での指導・助言

○医療的ケア実施手続きに関する職務

- ・主治医の作成した「医療的ケア指示書」の確認
- ・要医療的ケア者の検診
- ・各事業所で行う医療的ケアの範囲・内容・実施者に関わる指導・助言
- ・医療的ケア実施の個別マニュアルの作成・検討に際しての助言
- ・要医療的ケア者に対する医学的知識や技能、緊急時の対応等に関する看護師、支援職員等への指導・助言
- ・医療的ケアの実施状況の把握と確認・指導
- ・必要に応じた主治医への実施状況の報告

○特例実施者に関わる職務

- ・特例実施者に関わる「主治医意見書」の確認
- ・特例実施者が実施する特例実施行為に関わる医療面の総合的判断
- ・特例実施者研修・実地研修に関わる指導・助言
- ・個別の手技に関する看護師、特例実施者等への指導
- ・特例実施者の認定に関わる手順及び実施状況の把握・指導・助言

⑤主治医

医師が常駐していない当法人において、看護師及び認定特定行為業務従事者、特例実施者が医療的ケアを実施する場合には、各事業所は主治医に「医療的ケア指示書」の作成を依頼し、主治医は各事業所で実施できる範囲の医療的ケアの内容を指示する必要がある。このため、各事業所と「医療的ケア指示書」の内容に責任を負う主治医との連携は不可欠である。

各事業所は、あらかじめ主治医に対して「医療的ケア指示書」の作成に必要な情報を十分に提供するとともに、日々の医療的ケアの実施に必要な記録を整備し、定期的に情報を提供することが必要である。主治医には、具体的に次のような役割を求め、連携・協力を依頼する。

- ・要医療的ケア者や事業所の状況を踏まえた医療的ケア指示書による指示
- ・緊急時対応に係る指導・助言
- ・個別の手技に関する看護師等への指導
- ・個別のマニュアル、緊急時マニュアル等への指導・助言・確認
- ・各事業所への要医療的ケア者に関する情報提供
- ・要医療的ケア者、ご家族への説明（福祉施設で医療的ケアができるメリット、リスク等）

⑥要医療的ケア者・保護者

要医療的ケア者・保護者には、各事業所における医療的ケアが安全かつ適切に実施できるよう、主治医との連絡・相談を綿密に行うこと、合わせて必要な情報を各事業所と共

有して各事業所で医療的ケアを実施するための準備を進めることが期待される。また、医療的ケアの実施に際しては、要医療的ケア者の健康状態に関する報告や相談を各事業所に対して適切に行う役割が求められている。具体的には、次の役割がある。

- 各事業所における医療的ケアの実施体制への理解と要医療的ケア者の健康状態の各事業所への報告など、責任を分担することの理解
- 各事業所との連携・協力
- 緊急時の連絡手段の確保
- 定期的な医療機関への受診（主治医からの適切な指示を仰ぐ）
- 健康状態の報告
- 各事業所看護師・支援職員との連携支援
- 指導医による検診・情報提供への理解（指導医の配置がある場合）
- 要医療的ケア者の医療的ケアに必要な医療器具等の準備
- 緊急時の対応
- 各事業所と主治医との連携体制の構築への協力

5 医療的ケアの実施項目・内容及び標準的な実施区分

当法人において、医療的ケアの実施項目は、次の11項とする

- ① 吸引
- ② 経管栄養
- ③ 導尿
- ④ エアウェイの管理
- ⑤ 定時薬液吸入
- ⑥ 気管切開部の管理
- ⑦ 経管栄養に関わる衛生管理
- ⑧ 日常的酸素吸入及び呼吸補助装置の管理
- ⑨ 人工呼吸器の管理
- ⑩ 血糖値の測定及びその後の管理
- ⑪ その他、各事業所で上記以外の医療的ケアについて、各事業所の医療的ケア委員会の協議・決定及び理事会承認を得た項目

（体調変化における一時的な医療的ケアの追加及び内容変更は各事業所の要領に定めておくこと。また、医行為についてはこの指針の範囲ではない。）

これらの実施項目については、実施内容及び実施者の区分と合わせて別表「医療的ケアの実施項目・内容及び標準的な実施区分」に示す。医療的ケアの実施にあたっては、この別表を基準に、「何を・誰が」実施するのかが確認する。別表にある特例実施者が実施する医療的ケアにおいては、「医療的ケア細則」を各事業所で協議・決定し、理事会承認を得なければならない。また、この「医療的ケア細則」に変更が必要の場合には、各事業所の医

療的ケア委員会で協議を経て、理事会の承認を得なければならない。

6 特例実施者が医療的ケアを実施する場合の留意事項

特例実施者が実施する医療的ケアについては、主治医、指導医（指導医の配置がある場合）との連携、看護職員（配置がある場合）等の助言を仰ぎながら要医療的ケア者個々の状態に照らし合わせてその安全性を考慮しつつ、対応の在り方を検討し、安全が確認できることを前提に各事業所の医療的ケア委員会において協議する。また、主治医の具体的指示、実施研修及び特例実施者の認定は各事業所における「医療的ケア細則」で定めることとする。

別表

令和3年度～

「医療的ケアの実施項目・内容及び標準的な実施区分」

各事業所で実施できる医療的ケア			医療的ケア実施者		
実施 11 項目	実施することができる内容		看護職員	認定特定行為業務従事者	特例実施者
① 吸引	口腔内	咽頭より手前	○	○	
		鼻腔内	咽頭より奥（注1）	○	
	エアウェイ内	エアウェイが咽頭より手前	○	○	
		エアウェイが咽頭より先（注1）	○		
	気管カニューレ	カニューレ内	○	○	
		カニューレより先（注1）	○		
カニューレフリー（注1）		○		○※2	
② 経管栄養	経鼻胃管	滴下注入（ポンプ含む）	○	○	
		水分のシリンジ注入	○	○※1	
		トロミ付き水分、栄養剤及び食品（注2）のシリンジ注入	○	○※1	
	胃ろう	滴下注入（ポンプ含む）	○	○	
		半固形栄養剤・食品（注2）シリンジ注入 又は半固形栄養剤加圧バック注入	○	○	
		水分のシリンジ注入	○	○※1	
	腸ろう	滴下注入（ポンプ含む）	○	○	
		水分のシリンジ注入	○	○※1	
	食道ろう	滴下注入	○		○※2
		トロミ付き水分、栄養剤及び食品（注2）のシリンジ注入	○		○※2
		水分のシリンジ注入	○		○※2

	口腔ネラトン法	滴下注入	○		
		トロミ付き水分、栄養剤及び食品（注2）のシリンジ注入	○		
		水分のシリンジ注入	○		
	中心静脈栄養	ルート・ポンプ管理	○		
③ 導尿			○		
④ エアウエイの管理	経鼻エアウエイの挿入（注3）・抜去		○		
	経鼻エアウエイの管理		○	○※3	○※3
⑤ 定時薬液吸入			○		
⑥ 気管切開部の衛生管理	気管切開部の衛生管理		○	○※3	○※3
	気管カニューレ抜去時の再挿入（注4）		○		
⑦ 経管栄養に関わる衛生管理	経管栄養の衛生管理		○	○※3	○※3
	経鼻胃管の（再）挿入（注5）		○		
⑧ 日常的酸素吸入及び呼吸補助装置の管理	酸素管理及び呼吸補助装置の管理		○	○※4	○※4
	作動状況の確認及び緊急時連絡等		○	○※4	○※4
⑨ 人工呼吸器の管理	人工呼吸器の管理		○	○※4	○※4
	作動状況の確認及び緊急時連絡等（注6）		○	○※4	○※4
⑩ 血糖値測定及びその後の処置	血糖値測定（注7）		○		
	インスリン注射（注7）		○		
	低血糖対策（注7）		○		
⑪ その他各事業所で上記以外の要医療的ケア者医療的ケアについて各事業所の医療的ケア委員会の協議・決定及び理事会承認を得た項目			○		○※4

注1	吸引カテーテル挿入の長さについて、主治医から具体的な指示を依頼すること 例：口腔から●cmまで
注2	食品アレルギーの有無を確認すること 主治医から食品注入が可能であることの具体的な指示を依頼すること 例：食品（ジュースや給食など）注入可、ペースト食注入可など
注3	口腔・鼻腔から挿入するエアウエイの長さについて、主治医から具体的な指示を仰ぐこと
注4	特定看護師業務ではなく、緊急時における違法性阻却に基づく再挿入であることを明記した指示書を主治医に依頼し、使用する気管カニューレ、カフ圧（空気量）、固定方法など具体的な指示を仰ぐこと
注5	再挿入が必要な事象が発生した時を想定し、主治医に再挿入について具体的な指示を依頼すること 再挿入した際、確実に胃内にある状態の確認方法を要医療的ケア者の医療的ケアマニュアルに明記すること
注6	緊急時の対応にはアンビューバックを使用した心肺蘇生などを含む

注7	衛生面の管理が可能な特定の場所で実施することが望ましい。 インスリン注射や低血糖時の具体的な指示を主治医に依頼すること
----	--

※1	看護師の指導・助言のもと実施可能とする
※2	認定特定行為業務従事者として一定の経験があり、看護師の指導・助言のものの実施可能とする
※3	看護師の指導・助言のもと、看護師と連携・協働して対応すること 具体的に実施する業務についてマニュアルを作成、研修を実施すること
※4	看護師の指導・助言のもと、看護師と連携・協働して対応すること 具体的に実施する業務について要医療的ケア者の医療的ケアマニュアルに明記、研修を実施すること 緊急時対応について、ガイドラインを作成すること

7 研修機会の提供

(1) 看護師等に対する研修

各事業所で医療的ケアを実施する看護師等には、医師が常駐していないという医療機関とは異なる環境で、各事業所看護師以外の他職種と協働により医行為及び医療的ケアに従事する等の高い専門性が求められる。当法人では、各事業所の看護師等の専門性の向上を図るために、最新の医療や看護技術、医療機器等に関する知識や技能を向上させるために実践的・臨床的な研修を受ける機会を確保する。同時に、医療機関とは異なる要医療的ケア者の健康及び生活に着目した看護、地域包括的看護等の知識や技能の向上を目的とした研修を受ける機会を確保する。

(2) 全ての職員等に対する研修及び保護者等への啓発

各事業所での組織的な体制を整える観点からは、医療的ケアを実施するか否かに関わらず、看護師や認定特定行為業務従事者、特例実施者との連携・協力のもと、要医療的ケア者を含めた利用者等の健康と安全を確保するために、医療的ケアに関わる基本的な知識を習得しておくことが有効である。そのため、医療的ケアを実施しない職員に対しても各事業所内で研修を実施することが必要である。また、利用者や保護者に対して啓発を行うことも、理解や協力を得るために有効である。

(3) 認定特定行為業務従事者に対する研修

認定特定行為業務従事者が、安全かつ確実に医療的ケアを実施できるよう、定期的な手技の確認し、要医療的ケア者の健康及び必要な医療的ケアについて、各事業所は看護師による研修を受ける機会を確保する。各事業所の看護師は研修企画、研修講師等の業務を担い、認定特定行為業務従事者との連携・協力を図る。また、要医療的ケア者に関わる研修は、事業所内部研修にとどめず、医療的ケアに関わる一般的な知識、技能や、要医療的ケア者の生活支援を向上させる研修を受ける機会を確保する。

(4) 特例実施者に関わる研修

特例実施者が、安全かつ確実に医療的ケアを実施できるよう、特例実施者育成の研修、定期的な手技の確認及び要医療的ケア者の健康及び必要な医療的ケアについて各事業所

は看護師による研修を受ける機会を確保する。各事業所の看護師は研修企画、研修講師等の業務を担い、特例実施者との連携・協力を図る。また、要医療的ケア者に関わる研修は、事業所内部研修にとどめず、医療的ケアに関わる一般的な知識、技能や、要医療的ケア者の生活支援を向上させる研修を受ける機会を確保する。

8 事業所外における医療的ケア

送迎や外出など、事業所外における医療的ケアの実施は、事業所内の実施に比べリスクが大きく、医療的ケア以外に緊急時対応の必要が生じる場合もあるため実施について施設長は事業所内の医療的ケアの実施体制や、要医療的ケア者の状況を踏まえて慎重に判断する必要がある。送迎及び外出時における医療的ケアの実施者は、看護師、認定特定行為業務従事者、特例実施者の実施を基本とする。但し、特例実施者の実施については主治医に指示があることを前提とする。通常送迎利用について、認定特定行為業務従事者及び特例実施者が実施する場合には、送迎車内の環境及び、衛生環境、緊急時対応、災害時対応を含めた要医療的ケア者の医療的ケアマニュアルを作成し、看護師による研修を踏まえたうえで安全に実施する。また、通常送迎以外の送迎車の利用や外出においては、医療的ケアの内容により看護師が同伴する必要がある。

送迎、外出において、要医療的ケア者の健康状態が不安定である場合、日常生活における医療的ケアが着実に安定して実施できることを見極め、外出の行き先や活動内容、緊急時対応を要医療的ケア者・保護者と共有した上で実施していく。

宿泊行事の医療的ケアの実施については、通所事業書の場合、特に夜間の要医療的ケア者の健康状態や緊急時における救急搬送の判断等、要医療的ケア者や保護者と情報を共有しておく必要がある。夜間の過ごし方など問診票を作成し、必要な情報を事前に把握しておくことや、主治医に宿泊することについて、受診時等を利用して事前報告しておくことが望ましい。また、日中と夜間で異なる医療的ケアが必要な場合には、夜間に必要な医療的ケアについて、事前に具体的に要医療的ケア者、保護者から具体的な引継ぎを受けておく必要がある。

9 保護者との連携

医療的ケアの安全かつ適切な実施のため、各事業所は要医療的ケア者、保護者と密接な連絡体制が求められることから、必要に応じて各事業所で医療的ケアに関わる説明会を実施し、医療的ケアの趣旨と各事業所の「医療的ケア要領」「医療的ケア細則」の理解促進に努める。また、健康の安全管理かの視点から、必要に応じ保護者の付き添いを求めるなど、保護者との連携・協力のもと、安全な事業の推進に努める

さらに、各事業所の状況を主治医に伝える必要がある場合には、要医療的ケア者、保護者の了解を得て主治医訪問等で主治医との連絡の機会を設定できるよう、連携を図っていくことが重要である。要医療的ケア者、保護者は、各事業所内で医療的ケアが安全

かつ適切に実施できるよう、主治医との連絡・相談を綿密にとるとともに、必要な情報を各事業所と共有して、各事業所で医療的ケアを実施するための準備等を進め、実施に際しても、要医療的ケア者の健康状態について連絡や相談を各事業所に対して適切に行うことが求められる。また、訪問看護等、要医療的ケア者に関わる他職種との連携を図る必要がある場合も同様に、要医療的ケア者、保護者の理解を得て家庭訪問し、担当者同士の連絡先の共有や、情報交換などをしていく。

医療的ケアの実施を申請するに当たり、要医療的ケア者、保護者には各事業所における医療的ケアについて資料等を活用して十分に説明し、理解を得ることが大切である。各事業所は医療機関とは異なり、看護師、支援職員等の対応には限りがあることや、要医療的ケア者が安定した健康状態で生活できていることが前提であること、併せて主治医から各事業所で医療的ケアを実施する際の期待できるメリットとリスクの説明を受け理解をした上で、各事業所での医療的ケアの実施を申請することなどについて、要医療的ケア者、保護者の理解を求め。さらに、各事業所に申請する医療的ケアの内容については、別表「医療的ケアの実施項目・内容及び標準的な実施区分」の範囲の中で、継続的に（家庭を含む）実施していることが前提であることについて、十分に理解を求め。

要医療的ケア者、保護者の申請から医療的ケアを実施できるまでの準備期間は、原則として各事業所での医療的ケアを実施することはできないため、保護者等の付き添いを依頼することがある。すでに医療的ケアを継続して実施している場合でも、新たな内容の医療的ケアを実施する場合には、一定の準備期間が必要である。要医療的ケア者の健康状態を確認しながら、準備期間を短縮できる方法として、例えば退院指導や主治医診療時の同席、退院時サマリー等の手段で、事前に情報収集をする等の工夫ができる。

10 災害時の対応

近年の自然災害の発生状況を踏まえ、要医療的ケア者を含めた全ての利用者の安全管理の一層の充実が求められている。要医療的ケア者の災害時対応・連絡先については、要医療的ケア者個人のマニュアルに明記しておく。例えば、酸素吸入、人工呼吸器など定期点検時に緊急時の連絡先の確認をする、医療的ケアに必要な個人の物品を各事業所で預かる等である。要医療的ケア者が利用する事業所は、非常用電源の確保や、非常食等の準備、備蓄等について、あらかじめ要医療的ケア者、保護者の間で協議をしていく必要がある。また、法人は、必要な物品等の予算措置を行う。

11 要医療的ケア者に対する生活援助行為の「医行為」該当性の判断

各事業所における医療的ケアを実施する上で、個々の生活行為が「医行為」に該当するか否かを判断することが難しい場面に遭遇することも多い。この点について「医師法第17条、歯科医師法第17条、保健師助産師看護師法大31条の解釈において、厚生労

働省が示す「原則として医行為でないと考えられるもの」の周知が図られている。各事業所の施設長は、要医療的ケア者、保護者及び主治医から「医行為」に該当するか否かの判断が難しいと考えられる事例があった場合には、各事業所の医療的ケア委員会で協議し、その内容については理事会の承認を受ける。別表「医療的ケアの実施項目・内容及び標準的な実施区分」に記載がない医療的ケアの要望を受けた場合も同様に、各事業所の医療的ケア委員会で協議し、その内容については理事会の承認を受ける。指導医を配置している事業所に関しては、事業所の医療的ケア委員会メンバーとして位置づけ、協議するために必要な情報を共有し助言及び指示を仰ぐこととする。